

平成26年度第1回千葉市社会福祉審議会
高齢者福祉・介護保険専門分科会議事録

1 日時：平成26年7月17日（木） 午後7時00分～午後9時00分

2 場所：千葉市総合保健医療センター 5階 大会議室

3 出席者：

(1) 委員

畔上加代子委員、池田孝子委員、尾崎誠明委員、金親肇委員、清水伸一委員、
武岡和枝委員、土屋稔委員、中田緑委員、中溝明子委員、西尾孝司委員、
平山登志夫委員、広岡成子委員、福留浩子委員、藤森清彦委員、松崎泰子委員、
三宅康彦委員

(定員20名中16名出席)

(2) 事務局

河野保健福祉局長、大木高齢障害部長、鳩川高齢福祉課長、
富田高齢福祉課介護予防・認知症担当課長、小川高齢施設課長、須田介護保険課長、
大塚地域福祉課長、三上健康企画課長、今泉健康保険課長、初芝保健福祉総務課長、
吉原市民総務課長、鈴木健康支援課長補佐、阿部住宅政策課長補佐、
桜井生涯学習振興課長補佐、菊谷中央保健福祉センター所長、他担当職員等

(3) 傍聴者

3人

4 議題：

(1) 千葉市高齢者保健福祉推進計画（介護保険事業計画）の進捗状況について

(2) 次期計画の策定について

①介護保険制度改正の概要について

②スケジュールについて

③概要及び施策内容について

④介護給付と地域支援事業の見直しについて

(3) 居宅介護支援等の指定基準に係る条例の制定について

(4) その他

5 議事の概要：

(1) 現計画の進捗状況について

「資料1」に基づき、事務局の説明後、質疑を行った。

(2) 次期計画の策定について

「資料2」に基づき、事務局の説明後、質疑を行った。

(3) 居宅介護支援等の指定基準に係る条例の制定について

「資料3」に基づき、事務局の説明後、質疑を行った。

6 会議経過

【中島高齢福祉課長補佐】

委員の皆様、大変お待たせいたしました。定刻には少し早いのですが、委員の皆さまお揃いですので、ただいまから千葉市社会福祉審議会高齢者福祉・介護保険専門分科会を開会させていただきます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。本日の司会を務めます高齢福祉課の中島と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日のご出席の委員数は、総数20名のうち16名ですので、会議は成立することをご報告いたします。なお、金子委員、斎藤委員、高野委員、森委員から欠席する旨の連絡が入っています。

また、本日の会議は、千葉市情報公開条例第25条の規定に基づき、公開となっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、会議に入る前に配付資料のご確認をお願いします。

まず、上から次第、委員名簿、席次表、続いて、クリップ止めした資料の上から順に、資料1-1 第5期介護保険事業計画の実施状況。こちらの綴りは1-1から3までございます。資料2-1 介護保険制度の改正の主な内容について。こちらの綴りは2-1～6までございます。資料3 居宅介護支援等の指定基準に係る条例の制定についてでございます。その参考資料として冊子の高齢者福祉と介護保険に関する調査報告書とコピーで対応させていただいた千葉市高齢者保健福祉推進計画（介護保険事業計画）【平成24～26年度】概要版でございます。資料に不足等はございませんか。なお、事前に送付した資料からの差し替えがありますので、本日配布した資料を使用ください。

会議に先立ち、河野保健福祉局長よりご挨拶を申し上げます。

【河野保健福祉局長】

皆さまこんばんは。保健福祉局長の河野でございます。会議に先立ちまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日は松崎会長をはじめ委員の皆様方には、大変お忙しい中、また大変遅い時間帯にもかかわらず会議にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また日頃より、本市の保健福祉行政にひとかたならぬご尽力を賜っておりますこと、心から感謝を申し上げます。

現在、少子・超高齢化社会といわれて久しいわけですが、今後はその傾向がさらに加速し団塊の世代が75歳以上となります。2025年には高齢者の一人暮らしの世帯そして高齢者夫婦のみの世帯が全世帯の26%に迫ると言われています。また認知症の高齢者数も急増することから、そのための対応・対策が急務となっております。

しかしながら、この傾向ですがピークを過ぎますと高齢者数について言えば長期的にはゆるやかに減少することとなり、その傾向は都市部よりも地方に強くみられると言われています。このため、国においては、これまで施設整備、ハードの整備に力を入れてきたわけですが、それに併せまして自宅で介護ができる、在宅介護中心にシフトしてきている状況です。本市としても、住み慣れたところでいつまでも生活ができるように、そのためのさまざまな支援やサービスといたしまして、地域包括ケアシステムの構築を目指しているところです。また、本年度は現行の高齢者保健福祉推進計画が最終年度を迎えることから、次期計画の策定にあたっては、今般の介護保険制度の改正を踏まえ、地域包括ケアシステムを網羅した計画を作っていきたいと考えております。この計画は、単に計画年度で終わらせるのではなく、その先を見据えた、将来を展望した計画にしたいと考えております。計画の策定にあたりましては、委員のみなさま方のご審議・ご協議をいただくわけでございますが、本日は本年度最初の会議でございますので、現行の計画の進捗状況、そして次期計画のスケジュール、概要・内容等をご審議いただくこととなっております。委員の皆様におかれましては、それぞれ専門的な立場から忌憚のないご意見をいただければと思います。委員のみなさまの会議へのご出席に重ねて御礼申し上げます。私からのご挨拶とさせていただきます。それでは、本日は、よろしくお願いいたします。

【中島高齢福祉課長補佐】

続きまして、前回開催後に新たに分科会委員となられました方々をご紹介します。大変恐縮ではございますが、お名前をお呼びいたしますので、その場でご起立をお願いいたします。

千葉市社会福祉協議会のご推薦により本年4月から委嘱されました土屋稔委員でございます。

【土屋委員】

土屋でございます。よろしくお願いいたします。

【中島高齢福祉課長補佐】

千葉市老人クラブ連合会のご推薦により本年6月から委嘱されました藤森清彦委員です。

【藤森委員】

藤森でございます。よろしくお願いいたします。

【中島高齢福祉課長補佐】

千葉県看護協会のご推薦により本年6月から委嘱されました福留浩子委員です。

【福留委員】

福留でございます。よろしくお願いいたします。

【中島高齢福祉課長補佐】

また、本日は欠席ではございますが、千葉市議会からのご推薦により本年6月から委嘱されました森茂樹委員が新たに分科会委員となっています。

続きまして、事務局の職員を紹介させていただきます。

～ 河野正行保健福祉局長、大木三雄高齢障害部長の紹介 ～

そのほかの職員につきましては、時間の都合上、お手元にお配りしてあります座席表にて替えさせていただきます。

それでは、松崎会長さんからご挨拶をいただきたいと思います。松崎会長さん、よろしくお願いいたします。

【松崎会長】

皆様こんばんは。お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。今回の介護保険事業計画は第6期ということで、地域包括ケアシステムの構築など、これから団塊の世代の方々が後期高齢者に入る、いわゆる2025年問題に対し、その先を見据えた計画を作っていくということで、いわばそのスタートの年ということです。

この地域包括ケアというのは、千葉市、そして千葉市民がいかに助け合いの社会をつくっていくか、自治体としてどういうふうに工夫しながら作り上げていくかが問われる計画です。このため、各分野の専門的な立場から忌憚ないご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【中島高齢福祉課長補佐】

ありがとうございました。これより議事を松崎会長にお願いしますが、河野保健福祉局長につきましては公務がございますので退席させていただきます。

～ 河野保健福祉局長退席 ～

【松崎会長】

それでは、議事の進行をつとめさせていただきます。本日は議題の内容もそれぞれ豊富で説明等もありますので、できるだけご協力いただきながら議事を進めたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

まず、議題1の千葉県高齢者保健福祉推進計画の進捗状況について、事務局からご説明をお願いいたします。

【須田介護保険課長】

はい、第5期介護保険事業計画の実施状況 資料1-1についてご説明いたします。

[資料1-1 第5期介護保険事業計画の実施状況について] 説明

【小川高齢施設課長】

資料1-2の高齢者施設の整備状況についてご覧ください。

[資料1-2 高齢者施設の整備状況について] 説明

【嶋川高齢福祉課長】

続きまして、資料1-3の千葉県高齢者保健福祉推進計画（介護保険事業計画）進捗状況についてご説明いたします。

[資料1-3 千葉県高齢者保健福祉推進計画（介護保険事業計画）進捗状況について]

説明

【松崎会長】

資料1-1と1-2についてはそれぞれの実績についての報告を、資料1-3については進捗状況をまとめた表の見方を中心に説明いただきました。それでは、資料1-1・2・3に基づきながら、これまでの進捗状況の報告と実績評価をいただきましたが、ご質問等がございますでしょうか。

【畔上委員】

資料1－3の資料の作り方は可視化された資料であり、委員として非常にわかりやすいです。現行の取組に対し評価がなされ、それをもとに次期計画ではどうするかも示されています、評価が上向きなものをみると、いきいき活動外出支援などが挙がっており、今後地域での助け合いを推進していくという方向性がでていると感じます。このような資料を準備していただいた事務局に敬意を表したいと思います。今後もこのような評価と課題がわかりやすい資料ができたらと思います。

【嶋川高齢福祉課長】

ありがとうございます。

【松崎会長】

この資料のまとめ方では事務局もご苦労なさったと思います。計画は継続していくものであり、どこがどういうふう実績として評価できるのか、どのサービスの利用が多いか少ないか、利用の伸びているサービスはどれかということを図る上で、非常に重要な資料を作ってくださいました。

平成25年度の項目を主としてみながら、ご意見をいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

【尾崎委員】

資料1－3の「介護人材の確保に向けた広報の充実」について、インターネットで介護情報の検索をするのですが、2・3日前に検索したところ4月1日に市の指定を受けた事業所の情報がまだ掲載されていないようです。できれば市で独自の事業所情報を作成いただいて、市民が速やかにアクセスできるようにしてほしいと思ってお尋ねします。

【須田介護保険課長】

「事業所検索」についてのご意見かと思えます。事業所検索は日本全国で実施しているもので、千葉県の場合は県社協に委託して実施しています。新規に指定を受けた事業所については県から掲載するようになっていきます。現段階では県が行っていますので同じものを市として作ることは考えておりません。ただし、事業者名や住所などの簡単な事業者リストは随時更新し各区役所などで配布しています。より詳細な情報を知るためには事業所検索を利用することとなりますので、なるべく早く情報の更新がなされるよう県に要望を出したいと思えます。

【松崎会長】

そのほかにご意見ございますでしょうか。特になければ、議題2の介護保険制度の概

要についてに移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。

【須田介護保険課長】

〔資料2-1 介護保険制度の改正の主な概要について、
新しい地域支援事業の全体像について〕 説明

【松崎会長】

ただ今、介護保険制度の改正の主な内容、新しい地域支援事業の全体像や財源構成など新制度への移行について説明いただきましたが、ご質問等はございますでしょうか。

【広岡委員】

「包括的支援事業」の「認知症施策の推進」の下に「認知症初期集中支援チームと認知症地域支援推進員等」とありますが、今の千葉市の現状として国が定めるオレンジプランの中の認知症地域支援推進員はいないと思います。また、県が取り組んでいる認知症コーディネーターの養成に千葉市からも何人か派遣していると思いますが、その辺りの関係を教えていただきたいと思います。

【高齢福祉課介護予防・認知症富田担当課長】

ご指摘の通り、現在市には認知症地域支援推進員は1名もおりません。千葉県は昨年独自に認知症コーディネーターの養成を始めていますが、県はこの認知症コーディネーターが認知症地域支援推進員を包含するとしています。このため、市も県と同様に認知症コーディネーターの養成に力を入れ、認知症地域支援推進員の役割を担っていくようにしています。昨年度から研修を受講しており、認知症疾患医療センターに1名、24カ所あるあんしんケアセンターでございますが、2名の認知症コーディネーターを配置しました。今後も各ケアセンターに1名ずつ配置できるよう養成する予定です。

【金親委員】

放送無線で高齢者の行方不明者の情報を流して検索する取り組みの効果はどの程度出ているのでしょうか。

【高齢福祉課介護予防・認知症富田担当課長】

SOSネットワーク事業についてのご質問ということでお答えします。認知症による徘徊等で行方不明になり家族が警察に捜索願を出した場合に、消防署や救急、区役所、あんしんケアセンターなど関係機関で情報を共有していますが、さらにご家族の要望があれば、市の防災無線やケーブルテレビ、今年度からは安全安心メールで行方不明者情報を発信しています。現在、全ての方を発見できています。

【金親委員】

知り合いの女性がずっと以前に行方不明になり見つからないままだったので質問しました。また、「在宅医療・介護連携の推進」について、これからは在宅での介護、看護が増えていきます。私は薬局をやっていますが、認知症の疑いのある高齢者に薬はきちんと飲んでいないか尋ねると本人は飲んでいていると言いますが、自宅を訪問してみると薬がたぐさん残っていることがあります。こうした場合、ケアマネジャーや訪問看護などのケアカンファレンスが十分に成されていないように感じます。ケアマネジャーが中心となって、その人についてのチームを作り支援できないものかと思っています。これは質問というより私からの意見として受け止めていただいて結構です。

【松崎会長】

今後在宅において医療と介護の連携の高みを目指していくなかで、その要となるのはケアマネジャーです。その質をどう高めていくかという点ですがいかがでしょうか。

【嶋川高齢福祉課長】

ケアマネジャーが支援すべき人に対して最適なケアプランを作成できているかということに対して、市では今後ケアプランチェックに取り組もうとしています。詳細については後ほど説明します。

【平山委員】

包括的支援事業の「生活支援サービスの体制整備」のなかに「コーディネーターの配置」ということが出てきますが、このコーディネーターとはどういうものでしょうか。

【嶋川高齢福祉課長】

コーディネーターの設置の目的は「地域における生活支援、介護予防サービスの提供体制の整備に向けて取組を推進する」ことにあります。その役割としては、生活支援の担い手の養成やサービスの開発などが求められています。具体的な内容は7月28日に開催される全国課長会議で示される予定です。コーディネーターは必ずしも有資格者である必要はないと思いますが、医療や介護に対し十分な知識を持ち、行動力のある方がふさわしいと思っています。

【平山委員】

地域包括ケアシステムは従来の介護保険制度からの流れですが、高度急性期の高齢者はいくつもの疾患をもっているため、医療から介護への移行は難しくなっています。全体をコーディネートする医療・介護の知識を持ちリーダーシップを取れる人を養成しな

ければ成果が期待できません。これはケアマネジャーレベルではないと思います。高齢化社会が進むと重度化も進んでいくということは、重症化するということです。どういう人を育てていくかが非常に大事になると思います。

【松崎会長】

まさに、医療から介護へどうつなげるか。医療から在宅へ、地域へどうつなげるかというイメージが中々できませんが、非常に大事な部分です。そのための役割を担う人材が必要だということですね。国が示すガイドラインも見据えながら次回ご報告いただければと思います。

【三宅委員】

「費用負担の公平化」の重点化・効率化にある「一定以上の所得のある利用者の自己負担を引き上げ」という点は理解できますが、低所得の施設利用者への「補足給付」で「預貯金等が一定額以上ある人は対象外とする」とあります。これはあくまで自己申告による金額とのことですが、この「預貯金等」には株式や債券は含まれるのでしょうか。

【須田介護保険課長】

国の初期の資料には有価証券なども含まれていましたので、確定ではありませんが、現状では含まれていると考えております。

【三宅委員】

マイナンバー制度が浸透すればすべて明らかになってくると思いますが、自己申告ですとどこまで正確に把握できるかは疑問です。今後社会保障がさらに大きな問題となるなか、もってる人はそれ相応の負担をし、もっていない人は軽減されるべきだと思います。また、不動産についても今後の検討課題です。

もう1点、「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」が目玉事業のひとつということですが、一般介護予防事業が入っていることが新しいということでしょうか。

【須田介護保険課長】

現在も「介護予防事業又は介護予防・日常生活支援総合事業」というメニューがあります。千葉市の場合、日常生活支援総合事業は実施していませんが、一部の市町村では行っているところもあります。今回の改正での「新しい」という意味は、介護予防の訪問介護と通所介護を含めるということです。介護予防・生活支援サービス事業の中に、訪問型サービスや通所型サービスなどが体系づけられています。また、一次予防事業と二次予防事業を分けて実施していますが、介護予防のための事業については分けずに実施することになります。このため、現行の事業とは違った、「新しい」事業となります。

【畔上委員】

三宅委員と同様のことですが、自己申告だとそれが正確かどうかという事務方の調査が大変だと思います。

また、地域支援事業について、花見川区の高齢障害支援課に働きかけていますが動いてもらえません。例えば、虐待の問題があり区の担当課に出てきてほしいのですが動いてもらえないことがあります。地域支援事業が今後増えていくと、千葉市の中で、区の担当課はどういう役割を担うのかが見えてこない、そこが心配です。

さらにもう 1 点、介護予防について千葉市は国の示す形をそっくりそのまま実施していくという解釈でしょうか。政令市として独自性を打ち出すという考えはないのでしょうか。

【須田介護保険課長】

補足給付の支給要件となる預貯金等についてはあくまで本人からの自己申告となりますが、その段階で預金通帳のコピーなどを添付していただくことになると思います。その後、その確認のための預金調査となりますが、どこまで調査するのかという点は国からも示されていません。すべての方への調査は無理かもしれませんが、例えば、一定の方に対して金融機関に預金調査を行ない、預金の有無や金額の確認を行うことになるかと思います。万が一不正な申請を行った場合には支給額の 2 倍を限度としてペナルティを科すことができると法律に明記されています。

事務量については、マイナンバー制度が浸透しすべての方の資産状況が把握できるようになれば、事務量や経費はかなり軽減されると思います。現段階では制度が整っていないから何もしないということではなく、完全実施は無理でも、少しでも進めようということを取り組んでいく必要があろうかと思っています。

【高齢福祉課介護予防・認知症富田担当課長】

地域支援事業での区の動きについては、今現在、千葉市の地域包括ケアシステムの推進に当たっては「あんしんケアセンター」を中心に進めるべきと考えています。このため、あんしんケアセンターごとに地域の資源の把握につとめているほか、地域包括ケアについても一緒に検討しているところです。ここでは各区の担当課、民生委員、社協、医療や介護の専門家などと頻繁に会合を設け、どのように進めるか協議を進めています。このように地域の問題には区も一緒に動く方針ですが、一部の区で動きが悪いとのご指摘をいただきました。その点はきちんと受け止め、地域と一緒に動いていきたいと思っています。

【嶋川高齢福祉課長】

介護予防について、国の制度通りに進めるのかとのご質問についてお答えします。今回の介護保険制度の改正は、あくまで現行の介護保険制度を持続可能なものにしていくための改正です。保険料については現在の5,000円程度から2025年度には8,200円程度になると見込まれています。こうしたなか、必要な見直しをしながら介護保険制度を維持していくということですので、千葉市としてもこうした国の方針に従ってやっていきたいと思います。ただし、市の一般財源を投入して独自の施策に取り組むといった選択も当然あると思いますので、この分科会の中でさまざまな事業を審議いただきながら進めたいと思います。

【清水職務代理】

畔上委員のご意見と関連しますが、千葉市としては介護保険制度の持続可能性を重視して策定にあたるということですが、次回で結構ですが、国の基本方針と千葉市の方針との違いはどこにあるのか、わかりやすく示した資料を用意いただきたいと思います。

また、預金調査については全ての方への実施は無理とのことですが、不公平感を持たれないように、平等性の確保への配慮が必要かと思えます。

地域で一緒に考えていくことのキーワードとして「あんしんケアセンター」が挙げられていますが、介護予防給付について言えば、予防給付のプランニングを包括支援センターで行いつつ、地域支援事業として保護することによって、モラルハザード、いわゆる自作自演ということが起こることも危惧されます。これについては担当課でも考えていくと思いますが、その具体的なスキームが記載されていません。今後、各論でより具現性の高いプランが示されてくると思いますが、その辺りも少し触れていただきたいと思えます。

また、認知症の施策がちょっと弱いと感じます。社会福祉法人の多くがまさに感じていると思えます。ここでひとつ、オープンな事例研究として初めて申し上げますが、土曜や日曜は休みとなっているデイサービスセンターが多いのですが、ここは場所があり専門性をもったスタッフもいます。ここを認知症対策に活用しない手はないと思えます。認知症に関するセミナー、イベントを行っても単発で終わってしまいます。継続性をもって在宅の要介護者や家族への支援のスキームを検討していく際、こうした資源があることを事業者側からも提案していきませんが、ぜひ検討いただきたいと思えます。

【松崎会長】

みなさんのご意見にあった通り、次期計画ではさまざまな部分での協力が必要かと思えます。改めて改正の内容をみますと、遺族年金や障害年金を収入として勘案するという、不動産については引き続き検討課題とするとなっています。そこまで踏み込むのかということもありますが、介護保険料の負担の公平性をどのように確保していくか

ということもあるのだと思いますが、かなり重点化・効率化という視点が出されていると感じます。

そのほか、ご意見はありますか。

【藤森委員】

この会議への出席にあたり、老人クラブのメンバーからの意見を聴取してきました。その中で預貯金の話もありました。市からの回答にもあったように、銀行に対して預金調査が行われることもあるのではないかと。しかし、それはプライバシーの侵害になるのではないかという意見です。自分の財産は知られたくない、大半の人にとっては隠しておきたいことなのですが、そこが露呈するということになるのと反発が大きく、たいへんな問題になるのではないかという指摘がありました。

また、療養や入院・介護が必要な状態になる前に、そうならないよう元気でいるための部分への投資をもっとしてほしい、これは社会保障費を安くするための先行投資であるという意見もありました。療養や介護が必要になると大変なお金がかかりますが、元気で病気や介護にかからない高齢者への活動資金を増やすことで、わずかな費用で大きな効果が得られます。どのくらい投資すればどれだけ効果があるかという数値では説明しづらいのですが、この点も是非検討いただきたいと思います。

私は15年間ヘルパーをやっており、また、施設のボランティアもしてきました。介護の現場はみなさんと同じくらい知っているつもりです。そうした立場で申し上げますと、まだ空理空論の部分が多いように感じます。もっと現場や実態をわかってほしいと思います。今、千葉市では介護支援ボランティア制度という新しい取組を始めました。大変うれしく思っています。私は400人のボランティアを預かっていますが、もっともっと元気な高齢者が地域に貢献できる、高齢者を活用できるシステムを作っていただきたいと思います。

【松崎会長】

老人クラブの会員からの意見をまとめて発言いただきました。高齢者の資産についてご意見がでましたが、改めて補足給付についての説明と千葉市の実態について説明をお願い致します。

【須田介護保険課長】

補足給付について説明いたします。施設入所者の場合、所得が低い方については食費と居住費の自己負担が軽減されるというものです。軽減分は介護保険から支給されることとなります。軽減のための申請をされる場合、まず所得基準として非課税の方、最低でも世帯全員が非課税であることが条件となります。しかし、毎月の収入が低く非課税となる方の中にも不動産や預貯金はたくさん持っている方と持っていない方がおり、

両者を同様に給付対象とすることは、不公平ではないのかということになったのが議論の始まりです。千葉市の場合、食費・居住費の負担軽減策の認定者数は入所者数としては約 2,000 人となっています。このほか、ショートステイの利用者にも同様の軽減策があり、こちらも同じくらいの人数がおります。

例えば、預金調査を 2,000 人分実施するとなると、銀行へ調査を依頼するなどの事務的な経費はかなりの額になると見込まれます。このため、以前の国の資料では、いったん調査対象になった方は数年間調査を免除することで事務的負担を少しでも減らすという案があり、千葉市としても全員を一度にというのではなく数年かけて順番に実施していくことを想定しています。

【松崎会長】

かなり厳しくなるということですね。そのほか、次期計画についてご意見ございますでしょうか。何かご意見がありましたら次回もありますし、資料をご覧になっていただきご意見をお寄せいただければと思います。

続きまして、議題（２）－② スケジュール、概要及び施策内容について事務局からご説明をお願いいたします。

【嶋川高齢福祉課長】

〔資料 2－2 次期高齢者保健福祉推進計画の策定について〕 説明

〔資料 2－3 地域包括ケアシステムについて〕 説明

〔資料 2－4 千葉市高齢者保健福祉推進計画（介護保険事業計画）

【平成 27 年度～平成 29 年度】（案）について〕 説明

〔資料 2－5 高齢者保健福祉推進計画（介護保険事業計画）

【平成 27 年度～平成 29 年度】の重点施策（案）について〕 説明

【松崎会長】

はい、ありがとうございます。ただ今、平成 27 年度～平成 29 年度の計画の案についてご説明をいただきました。こちらについて、ご質問等はございますか。

【中田委員】

介護予防・日常生活支援総合事業についてです。コーディネーターはあんしんケアセンターを中心に考えているということですが、生涯現役シニアを増やしていこうと活動をしている方たちや社協、シルバー人材センター、市民活動支援センターの方など、同

じ目的で活動している団体が市内にはたくさんあります。そうした社会資源を活用し、うまく事業として構築しコーディネートすることが重要だと思いますが、高齢福祉課としてはどのように考えているのでしょうか。

【高齢福祉課介護予防・認知症富田担当課長】

今の挙げられた団体はすべて千葉市の大切な社会資源であると認識しております。地域包括ケアシステムの構築については市内の連携で進めているところです。千葉市としても、こうしたさまざまな資源を活用してコーディネートしながら提供していくというイメージであります。

【中田委員】

この取組は非常に大きなものとなりますので横の連携が重要です。そのためにも縦割りを外していただかないと進んでいけないと思いますのでよろしくお願いします。

【松崎会長】

地域包括ケアシステムについて非常にいいご意見をいただいたと思います。縦割りでなくいかに総合化していけるか、この点どうぞよろしくお願いします。

それでは引き続き、議題2の介護給付と地域支援事業の見直しについて、説明をお願いします。

【高齢福祉課介護予防・認知症富田担当課長】

〔資料2-6 「介護予防給付」と「地域支援事業」の見直しについて〕 説明

【松崎会長】

はい、ありがとうございます。具体的な説明をいただきましたが、今月28日に新たなガイドラインが国から示されるということですが、あらためて見直しに伴う課題を抽出していただいたかとおもいます。これについて何かご質問等はございますか。

見直しの課題をしっかりと踏まえながら、平成27年4月に向けてシステムを作っていかなければいけません。ご協力をお願いいたします。

それでは、議題(3)居宅介護支援等の指定基準に係る条例の制定について、事務局から説明をお願いします。

【須田介護保険課長】

〔資料3 居宅介護支援等の指定基準に係る条例の制定について〕 説明

【松崎会長】

居宅介護支援の指定基準についてご説明をいただきました。制度的な基準を明確化していくということです。何かご質問等はございますか。

【土屋委員】

「文書による同意」という点についてですが、介護保険制度ができた当初から契約によるサービスの利用ということで成年後見制度の運用も進められ、社協も成年後見センターや弁護士などと連携して支援を行ってきましたが、高齢者のなかで認知症のために正式な判断ができない人が約 2 万人と非常に多いものの、その 1 %もカバーできていない状況です。文書による同意は非常に重要なことですが、事業者だけではなく、利用者側にも丁寧に説明していただけるようお願いいたします。

【須田介護保険課長】

確かにおっしゃる通りです。利用者の状況に応じた丁寧な説明が必要と考えております。

【松崎会長】

介護保険制度となって契約が必要となりました。文書の量やサインする場所が多く高齢者 1 人ではできないと思います。そういう面での支援も本当に必要になっていると思います。文書による同意というのはトラブルを避けるために必要なことですので、よく理解した上で行っていただけるよう支援をお願いしたいと思います。他にご意見はございますか。

【三宅委員】

資料 2-5 の「あんしんケアセンターの機能強化」について、職員の増員やセンターの増設がうたってありこれはこれで結構なのですが、さらに職員の能力向上という観点も入れていただきたいと思います。

また、さきほど委員からの意見のなかで医療や介護、福祉の社会資源ということが出ましたが、千葉市ではつい最近、民生委員の協力員が 100 名増員されました。民生委員は地域の福祉を支える有力な資源ですので、是非活用して成果をあげてほしいと思います。

【武岡委員】

介護支援ボランティア制度のポイントの集計結果についてはどうなっているのでしょうか。

【須田介護保険課長】

介護支援ボランティア制度の集計結果については 6 月末が申請締め切りということで現在集計中です。概算ですが、940 人から 950 人くらいの方に対して 3 月に申請依頼を送付した内、5 月末で 400 名程度の提出があり、未提出の方に対して再度文書で提出を依頼したところ、最終的には全体の 6 割程度の提出がありました。

ポイント交換の上限は 50 ポイントとなっていますが、中には 121 ポイント貯めた人もおり、50 ポイント以上貯めた方もかなりいらっしゃいました。ただし、研修の実施時期が 6 月、10 月、12 月、2 月と違いがあり、2 月に研修を受講された方はあまり期間がなかったため、ポイント交換できるまでに至った方はこちらが当初想定していたよりも少なかったかと思います。

ポイント交換をせず、将来自分のサービス利用料のために貯めるという人もけっこう多くみられましたし、ボランティアにポイント交換は必要ないという意見もありました。

次回までにはポイント交換の状況など数字がまとまるかと思いますが、アンケートの結果とあわせてまたお知らせしたいと思います。

【平山委員】

2025 年に向けて地域包括ケアシステムを構築するという大きな目標がありますが、何のために必要かということをも市民に理解していただく大事であり、高齢者自身の協力が不可欠だと思います。そのためにも、広報やホームページに出せばいいということではなく丁寧な説明が必要だと思います。

【松崎会長】

最後に貴重な意見をいただきました。本当に不可能ではないかと思うことも多いわけですが、従来の市民説明会への参加者はまだまだ少ない状況です。新しい計画を地域に浸透させていくために、もっと出前講座なども含めさまざまな機会に出かけていって積極的に説明して協力していただきたいと思います。

【大木高齢障害部長】

ただいまご意見いただいた通り、市民説明会や出前講座等を駆使しながら、おざなりではなく、しっかりと計画を説明していきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

【松崎会長】

ありがとうございます。それでは議題（4）その他として、事務局から何かございますでしょうか。

【嶋川高齢福祉課長】

今回の開催につきましては、8月26日（火）19:00 からを予定しております。よろしくお願いたします。

【松崎会長】

それでは時間も過ぎましたので、これで本日の会議を終了します。長時間にわたりご審議ありがとうございました。

〔 終 了 〕

【連絡先】

保健福祉局 高齢障害部

高齢福祉課 管理班

TEL : 043-245-5171

FAX : 043-245-5548